

昭和四年四月十五日第三種郵便〇可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当)
の翌日は、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退

豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域

家畜伝染病にかかっている家畜の発生

基本測量を実施する旨の通知

基本測量の実施を終わった旨の通知

道路の位置の指定

◇ 正 誤 昭和四十五年七月鳥取県告示第四百七十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地

昭和四十五年六月三十日	中 井 医 院	倉吉市東町
-------------	---------	-------

鳥取県告示第五百十二号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として別表のとおり指定し、昭和四十五年七月十七日から施行する。

昭和四十五年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

愛媛県周桑郡

鳥取県告示第五百十三号

家畜伝染病にかかっている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜伝染病の種類	家畜の種類	戸数	羽数	発生年月日	発生場所	転帰
ニューカッスル病	鶏	一	一、四八八	昭和四十五年七月十四日	西伯郡名和町大字西坪	焼却又は埋却

鳥取県告示第五百十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（一等水準測量）

二 作業期間 昭和四十五年七月十七日から昭和四十五年十月二十日まで

三 作業地域 鳥取市、倉吉市、米子市、西伯郡淀江町、岸本町、大山町、名和町、中山町、日野郡溝口町、日南町、日野町、江府町、東伯郡赤碕町、東伯町、大栄町、北条町、羽合町、泊村、気高郡青谷町、気高町、岩美郡福部村、岩美町、八頭郡河原町、智頭町及び用瀬町

鳥取県告示第五百十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（復旧測量）

二 作業地域 米子市及び境港市

三 終了年月日 昭和四十五年六月二十二日

鳥取県告示第五百十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年七月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市今町二丁目 一五二	鳥取市上町一一九ノ一の一部	幅員 五・〇〇メートル
竹内 照佐男	一二三ノ二	延長 三六・六〇メートル

正 誤

昭和四十五年七月鳥取県告示第四百七十五号（保安林予定森林にする旨の通知について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段 行 誤 正
四上 終わりから六 次の図 次のとおり

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】